

東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成21年6月16日

東京都後期高齢者医療広域連合長 多 田 正 見

東京都後期高齢者医療広域連合条例第10号

東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年東京都後期高齢者医療広域連合条例第44号）の一部を次のように改正する。

附則第8条中「第14条まで」を「第15条まで」に改める。

附則第13条中「第2項」を「第3項」に改める。

附則第14条の次に次の1条を加える。

（平成21年度における所得の少ない者に係る被保険者均等割額の減額の特例）

第15条 平成21年度において、第14条第1項第1号に規定する被保険者（被扶養者であった被保険者を除く。）に対して賦課する被保険者均等割額は、同号及び同条第3項の規定により算定した被保険者均等割額に6分の1を乗じて得た額（当該額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額）に3を乗じて得た額とする。

2 前項の規定は、平成21年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第14条第1項第1号の2の規定を適用する場合においては、適用しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、平成21年4月1日から適用する。